

特定非営利活動法人難民支援協会 役員報酬規程

第一条 この法人の理事及び監事は、無報酬とする。

附則

この規程は、2014年2月23日より施行する。

# 給 与 規 程

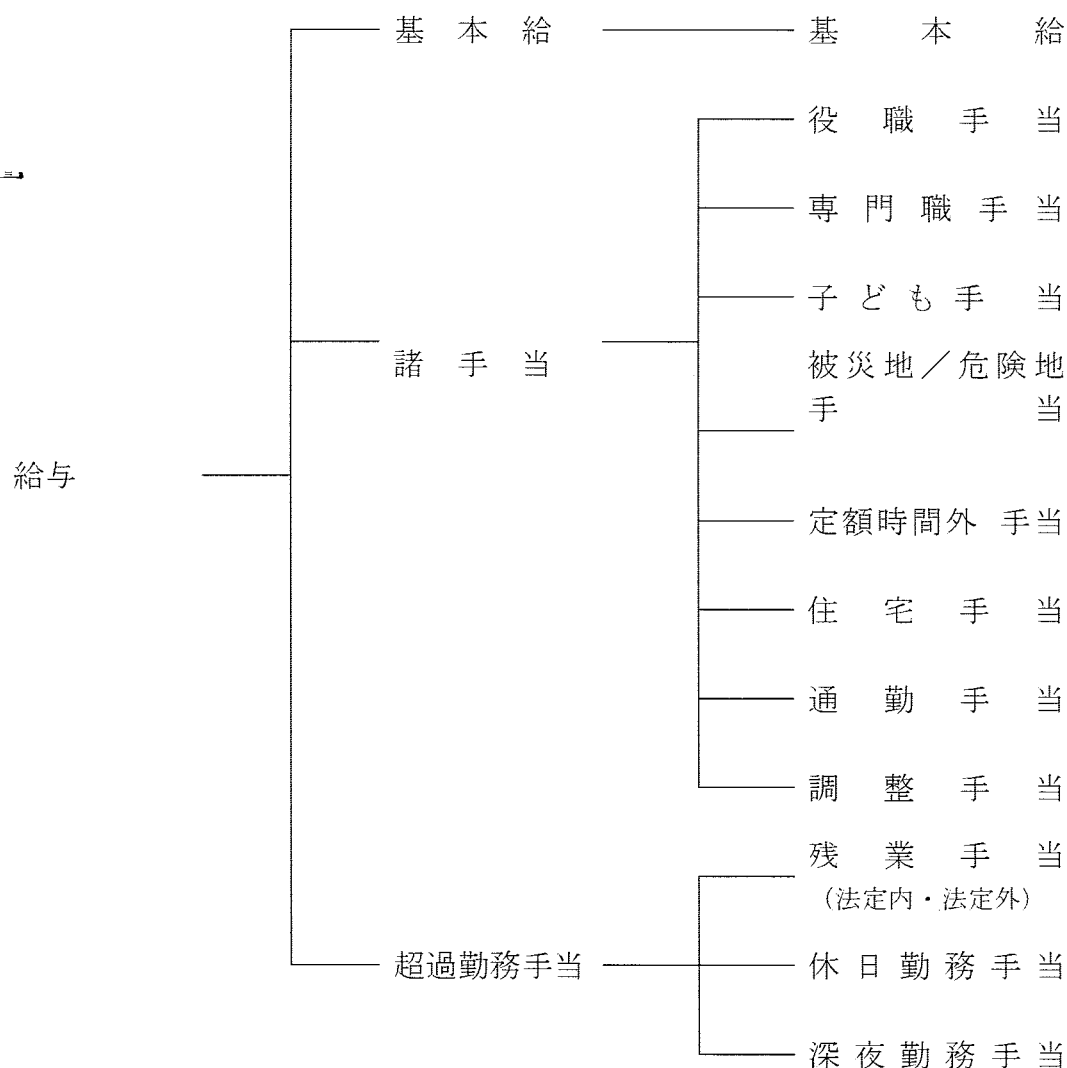
## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 この規程は、就業規則第5章に基づき職員の給与等について定めたものである。ただし、パートタイマー他、就業形態が特殊な勤務に従事する者については、個別の契約により独自の規程を定める。

### (給与の構成)

第2条 給与の構成は次の通りとする。



### (給与締切日及び支払日)

第3条 月給者の給与は、毎月1日から起算し、当月末日に締切り計算し、当月25日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

2 日給制及び時間給制の者の給与は、毎月11日から起算し、翌月10日に締切り計算し、締切日直後の25日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

3 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは職員（職員が死亡したときはその遺族）の請求により、給与支払日の前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

1. 職員の死亡
2. 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚・出産し、疾病に罹り、災害を受け、又は職員の収入によって生計を維持している者が死亡した為、費用を必要とするとき
3. 職員又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷するとき

(給与の減額)

第4条 次の各項に該当する場合は、給与の減額を行う。

1 遅刻・早退などにより、所定労働時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する給与を支給しない。ただし、この規程又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

2 前項の場合において、休業した時間の計算は当該給与締切期間の末日において合計し、15分未満は切り捨てるものとする。

① 月給額

$$\frac{\text{月給額}}{\text{年平均の月所定労働時間}} \times 1 \text{ヶ月間の休業合計時間数}$$

② 上記の金額に端数が生じた場合においては、円位未満は切り捨てとする。

3 給与締切期間の中途において入職、退職または解雇された者に対する当該締切期間における給与（月単位で支払われるもの）は、以下の計算式に基づき、勤務した時間に対して支給する。

① 月給額

$$\frac{\text{月給額}}{\text{年平均の月所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

② 上記の金額に端数が生じた場合においては、円位未満は切り上げとする。

4 欠勤した場合、以下の計算式に基づき、その月の給与より差し引く。

① 月給額

$$\frac{\text{月給額}}{\text{年平均の月所定労働日数}} \times 1 \text{ヶ月間の休業合計日数}$$

② 上記の金額に端数が生じた場合においては、円位未満は切り捨てとする。ただし、その月の欠勤が20日を超える場合は、前項1号の計算式を準用するものとする。

(給与の支払方法)

第5条 給与は協会の指定した金融機関の本人名義の口座にその全額を振り込むものとする。ただし、最終の給与については現金にて支払う場合がある。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。ただし、第6号について控除を行う場合は、職員の代表者と書面による控除協定に基づいて行うものとする。

1. 給与所得税
2. 健康保険料
3. 介護保険料
4. 厚生年金保険料
5. 雇用保険料
6. その他

(給与の改定)

第6条 給与の改定は、社会的状況、職員の能力技能・勤務成績、財政事情を考慮して決定し、原則として毎年7月1日付で行う。

## 第2章 基本給および諸手当

(基本給)

第7条 基本給は、個別の契約において定め、「月給制」「日給制」「時間給制」のいずれかの方法で支払う。

(基本給の決定)

第8条 基本給は、本人の勤続年数、学歴、職務遂行能力、職務内容、勤務成績、協会の財政状況等を勘案して各人毎に決定する。

(役職手当)

第9条 協会より任命されたディレクター代行およびコーディネーターに対して、以下の通り支給する。

職階	金額(月額)
ディレクター代行	30,000円
コーディネーター	20,000円

(専門職手当)

第10条 各部門に必要とされる専門的知識と経験を有すると認められる者(管理職者/ディレクターを除く)に対して、以下の通り支給する。

専門性	金額(月額)
大	30,000円
中	20,000円
小	10,000円

(被災地/危険地手当)

第11条 協会より被災地/危険地において業務に従事することを任命した者に対して、被災地/危険地手当として、現地滞在一日につき1,000円を支給する。ただし、休暇中に関してはこの限りではない。

(定額時間外手当)

第12条 協会又は事務局長の指示もしくは承認に基づいて、所定労働時間を超えた労働をした場合、定額時間外手当を支給する。

- 2 定額時間外手当の金額は、第15条第1項により計算される額（法定内残業）の5時間分と、第15条第2項により計算される額（法定外残業）の1.5時間分を合計した額とする。
- 3 労働基準法に定める管理監督者に該当する者には、定額時間外手当を支給しない。

(子ども手当)

第13条 所得税法上に定める扶養親族たる子（ただし、義務教育終了までの年齢に限る）を扶養している職員には、子ども手当として、子一人につき月額5,000円を支給する。

(住宅手当)

第14条 住宅手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、家賃（使用料）を払っている職員について次のとおり支給する。

- 1) 家賃を40,000円未満負担する者 月額 7,500円
- 2) 家賃を40,000円以上負担する者 月額 15,000円

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、通勤に際し公共交通期間を利用する者で、かつ、自宅から協会事務所までの最も経済的な経路の定期券を購入する者に、その実費を支給する。ただし、上限を月額20,000円とする。協会が特に必要を認めた場合は、20,000円を超えて支給することがある。

(超過勤務手当)

第16条 協会又は事務局長の指示もしくは承認に基づいて、所定労働時間を超えた労働をした場合は、以下の種類の超過勤務手当を支給する。

1. 法定内残業手当
  2. 法定外残業手当
  3. 休日勤務手当
  4. 深夜勤務手当
- 2 法定内残業手当は、所定労働時間を超え、1日8時間以内、かつ週40時間以内の勤務をした者に対して支給し、その額は勤務1時間につき、個々の職員の基本給を1ヶ月平均所定労働時間（140時間）で除して得た金額とする。
  - 3 法定外残業手当は、1日8時間超、もしくは週40時間超の勤務をした者に対して支給し、その額は勤務1時間につき、法定内残業手当の金額に100分の125を乗じて得た額とする。
  - 4 休日勤務手当は、法定休日（4週につき4日の休日）に勤務した者に対して支給し、その額は勤務1時間につき、法定内残業手当の金額に100分の135を乗じて得た額とする。  
ただし、振替休日を与えた場合は支給しない。

- 5 深夜勤務手当は、午後10時から午前5時までの間に勤務した者に対して支給し、その額は勤務1時間につき、法定内残業手当の金額に100分の25を乗じて得た額とする。
- 6 超過勤務が深夜に及んだ場合は、法定内残業手当、法定外残業手当、休日勤務手当に深夜勤務手当を加えた額を支給する。
- 7 本条にて計算した超過勤務手当の合計額が、定額時間外手当を超えている場合は、定額時間外手当を控除した額を支給する。
- 8 日給制の者については、法定内残業手当を「日給を所定勤務時間で除した額」と読み替え、時間給制の者については、法定内残業手当を「時間給」に読み替えることとする。

(諸手当支給の例外)

第17条 日給制および時間給制の職員には、第9条から第14条を適用しない。

(臨時休業の給与)

第18条 協会の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業手当として、休業1日につき、労働基準法に定める平均給与の100分の60を支給する。

### 第3章 賞 与

(賞 与)

第19条 賞与は、毎年12月及び6月の賞与支給日に在籍し、かつ在籍期間が6ヶ月以上である職員に対し、職員の業務成績等を勘案して支給する。ただし、協会の財政状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、支給しないことがある。

2 賞与支給にあたっての、職員の勤務成績を算定する期間は次の通りとする。

前 期	6月1日～11月30日
後 期	12月1日～ 5月31日

### 附 則

1. この規程は、2017年 7月 1日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、職員代表の意見を聴いて行う。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会	事業年度	2018年7月1日～2019年6月30日
-----	-----------------	------	----------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費収入	702,000 円
一般寄附金収入	70,411,871 円
特定目的寄附金収入	19,809,701 円
現物寄附収入	1,503,927 円
活動収入	5,950,183 円
活動委託金収入	9,969,872 円
補助金収入	9,063,718 円
助成金収入	30,665,000 円
受取利息等	182,290 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	148,258,562 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし





3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		17,180,000 円	助成金
		15,000,000 円	助成金
		7,985,000 円	特定目的寄附金
		5,498,893 円	補助金
		5,000,000 円	助成金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		18,416,796 円	職員社会保険料
		10,410,594 円	家賃・水道光熱費
		10,112,820 円	就労訓練授業費
		4,320,000 円	シェルター賃借料
		2,700,000 円	寄付獲得コンサルティング料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			2018/12/1	30,000 円	講師

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
31人	61,817,052 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2018.7.1.- 2019.6.30			生活費・医療費・交通費等の直接支援	15,865,597 円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [①海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
. .	なし	円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

## 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分	項 目	役員数		割 合	
		①	②	③ (②÷①)	④ (④÷①)
③	2018年7月1日～2019年6月 30日	15人	0人	0%	2人 13.3%
	年月日～年月日	人	人	%	人 %
	年月日～年月日	人	人	%	人 %
	年月日～年月日	人	人	%	人 %
	年月日～年月日	人	人	%	人 %
	年月日～年月日	人	人	%	人 %
申 請 時		人	人	%	人 %

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	③	④	⑤	⑥	⑦	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

## (注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		15人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
イトウ イシカワ 伊藤(石川) えり		代表 理事		○						就任： 2003年 8月30 日
ナカムラ ヨシユキ 中村 義幸		副代 表理事		○						就任： 2003年 8月30 日
フジモト トシアキ 藤本 俊明		副代 表理事		○						就任： 1999年 11月16 日
イシイ ヒロアキ 石井 宏明		理事		○						就任： 2007年 9月24 日
セキ ソウスケ 関 聡介		同		○						就任： 1999年 11月16 日
タナカ ツツイ 田中(筒井) シホ 志保		同		○						就任： 2013年 9月23 日
オオエ ナガコ 大江 修子		同		○						就任： 2014年 9月27 日

ヨシヤマ 研 吉山 昌		同		○						就任： 1999年 11月16 日
タキモト テツヤ 滝本 哲也		同		○						就任： 2003年 8月30 日
ニイジマ アヤコ 新島 彩子		同		○						就任： 2005年 8月28 日
シバサキ トシオ 柴崎 敏男		同		○						就任： 2013年 9月23 日
ハタ ケンタロウ 畠 健太郎		同		○						就任： 2013年 9月23 日
シミズ ナガミネ 清水(永峰)		同		○						就任： 2007年 9月24 日
ヨシミ 好美										
ナンバ ミツル 難波 満		監事		○						就任： 2004年 9月4日
オダ ヒロシ 小田 博志		同		○						就任： 2006年 9月24 日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

# 独立監査人の監査報告書

2019年8月29日

特定非営利活動法人 難民支援協会

代表理事 石川 えり 殿

監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人難民支援協会の2018年7月1日から2019年6月30日までの2018年度の活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

## 財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動（損益）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

特定非営利活動法人難民支援協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会	チェック欄
-----	-----------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること



イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 する <input checked="" type="radio"/> / しない <input type="radio"/>
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会
-----	-----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
㊸ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること					チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成	年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者の有無	無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
二	暴力団の構成員等の有無	無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。